令和６年２月１日
農林公園管理事務所

農林公園内における車両の利用について

農林公園内においては、各門（歩行者専用門を除く。）から園内の各駐車場までの車道（別添参照）を除き、原則として自動車、自転車、原動付自転車（以下「車両」という。）の走行を禁止する。

ただし、公園管理事務所の車両及び公園管理事務所長が認めた車両は、以下の場合に限り、園内の車道以外を走行することができるものとする。

１　車両が車道以外を走行できる場合

（１）事件・事故の発生など公園管理上緊急を要する事態において、現場に急行する必要があるとき。

（２）開園時間に間に合うよう開門し、閉園時間後の侵入がないよう閉門するため、公園の各門を回るとき。

（３）機材・物品の移動・搬入搬出、公園管理事務所による園内の巡回など車両を使用する必要があるとき。この場合、混雑が見込まれる時間帯やエリアを避けるなど計画的な運用に努め、特に、イベント等の開催時においては、当該イベント等の実施又は公園管理のためやむを得ない場合を除き、原則として車両の走行を行わないものとする。

（４）休園日に園内を巡回するとき。

２　車両が走行する際の条件

（１）公園管理事務所の車両又は公園管理事務所長が認めた車両であることを外部から見やすい位置に表示すること。

（２）来園者に危険を及ぼさないよう運転には細心の注意を払い、前項（１）の場合を除き、時速 10km 以下で最徐行すること。

（３）非常点滅表示灯（ハザードランプ）がある車両は点灯すること。

（４）自転車に乗る者は乗車用ヘルメットを装着するとともに、歩行者がいる場合は自転車から降り、歩行者の通行の妨げとならないよう自転車を押して歩くこと。

３　周知等

（１）この規定を徹底させるため、四半期に１回以上、公園職員に周知する機会を設けるとともに、新たに配属された職員に対しては、その都度周知すること。

（２）公園管理事務所長は、この規定を農林公園利用者に周知すること。

〔 別 添 〕

各門から各駐車場までの車道